

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

田布施町は、山口県の南東部、瀬戸内海に面した東西8km、南北15km、面積50平方km、人口1万5千人ほどの町である。

北西部は山岳地帯となっており、この山岳に源をなす、小河川が合流して田布施川となり、中央部を貫流し、南部の瀬戸内海に注いでいる。南の海上1,500mの位置に馬島という島があり、また北には田布施町飛地として小行司地区がある。

町の中心部は田布施川がつくる平坦地で市街地をなし、JR山陽本線田布施駅を中心に道路網が四方に放射している。この周辺に標高100～200mの山地がある。

気候は、温暖で降水量が少なく、日照時間の多い瀬戸内海型気候区に属している。また、沿岸線を国道188号線（下松岩国線）が東西に貫き、交通の便が良好である。

(1) 地域の災害リスク

(洪水：田布施町ハザードマップ)

田布施川は、町中央部を西から東に貫流し、南部の平生湾に注いでいる。田布施川沿いの商工会や中央南地域付近は浸水がないものの、田布施川北部にあたるJR田布施駅周辺や本町地区並びに灸川に隣接している八和田地区や波野団地周辺地域は内水常襲地区になっている。山陽本線、県道22号（光柳井線）・23号（光上関線）沿いに浸水深2～5mの範囲があり、これら幹線の通行が困難になる懸念がある。

(津波：田布施町ハザードマップ)

商工会が位置する中心市街地域では、一部で1m未満の浸水が予想されているが、ほとんどの地域で浸水は想定されていない。田布施川や平生湾沿いの麻郷・麻里府地域では、屋外での避難行動が困難になる0.3m以上の津波が到達するエリアが広がっており、一部では1階床上浸水に相当する2m未満の津波が予想されている。

(高潮：田布施町ハザードマップ)

非常に大きな台風の接近により大規模な高潮が発生した場合、田布施川沿いの商工会を含めた地域は1階床下浸水の0.5m未満の浸水が想定されており、中心市街地域を含めた多くの地域では1階床上浸水の0.5～2.0mとなっている。また、田布施川下流や沿岸部では、2階浸水の2～5m未満の地域が多く、事前避難が特に必要な地域に指定されている。

(土砂災害：田布施町ハザードマップ)

中心市街地に土砂災害警戒区域はないが、中心市街地周辺の山地沿いでは急傾斜地の警戒区域がある。田布施町では424の警戒区域、398の特別警戒区域が指定されており、人口・面積当りでは山口県の市町で最も多い。



(ため池：田布施町ハザードマップ)

ため池ハザードマップは、大雨等によりため池が増水し、ため池の堤が決壊した場合の浸水が予想される地域と避難所などを示した地図であり、山間部にあるため池が決壊した際は、広い範囲で浸水が生じる恐れがある。田布施町では4か所のため池のハザードマップが公開されている。

(地震：J-SHIS地震ハザードカルテ)

J-SHIS地震ハザードカルテによると、田布施駅付近の地震30年超過確率は震度6強で6.8%、6弱で33.5%と比較的高い。また、田布施町において、影響が大きい「日積断層による地震」、「全国どこでも起こりうる直下の地震」と「東南海・南海地震」の予測震度を重ね合わせた地震ハザードマップによると、田布施駅から田布施川までの中心市街地周辺で、震度6強で全壊率が30～40%になっている。

(感染症：厚生労働省新型インフルエンザ対策行動計画)

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたウイルスとは表面の抗原性が全く異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生する。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらす。

(2) これまでの田布施町の災害について (田布施町)

田布施町では、これまで数々の台風や豪雨災害に見舞われてきた。特に、平成3年の台風第19号では、半壊8棟、一部損壊500棟など広い範囲で大きな被害を及ぼした。また、平成21年7月の記録的な豪雨災害により、田布施川の関戸橋付近の左岸護岸の一部が崩れ、決壊のおそれが生じ、床上2世帯・床下浸水61世帯をはじめ、道路等の法面や治山関係の被害が多発した。

(3) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 457事業者
- ・小規模事業者数 408事業者 (平成26年経済センサス基礎調査より)

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	76	75	町内に広く分散している
	製造業	68	49	沿岸部に多い
	卸小売業	129	124	中心部に集積している
	飲食宿泊業	38	37	中心部に集積している
	サービス業	95	85	町内に広く分散している
	その他	51	38	町内に広く分散している

(4) これまでの取組

- 1) 田布施町の取組み
 - ・田布施町地域防災計画
 - ・「田布施町業務継続計画 (BCP)」の策定
 - ・災害時受援計画の策定
 - ・防災訓練の実施
 - ・防災備品の備蓄
 - ・ハザードマップの町内全戸配布
 - ・防災行政無線の整備

- ・防災士資格取得の支援
- ・「田布施町新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定

2)商工会の取組み

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・事業者BCP策定支援
- ・山口県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。また、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人、保険・共済に関するアドバイスを十分に行える商工会の職員が不足しているといった課題を有している。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、商工会と町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・事業継続力強化計画を支援事業実施期間で15件作成する（会員企業の5%）。
- ・巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会を実施する。制度の周知件数は支援事業実施期間で150件以上（会員企業の50%以上）を目標とする。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和3年10月1日～令和8年9月30日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・田布施町商工会と田布施町の役割分担、体制を整理し、小規模事業者支援のために連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・田布施町商工会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・商工会報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・発災後の各事業所の被害報告が円滑に収集できるよう、商工会への被害報告の連絡方法について周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応する事を周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・田布施町商工会は、令和2年度事業継続計画を作成（別添のとおり(令和3年7月改定)）。

3) 関係団体等との連携

- ・山口県火災共済協同組合（県共済）および損害保険会社各社・山口県中小企業診断協会に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介・加入等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等を近隣商工会・商工会議所等と共催する。
- ・感染症に関しては、収束時期の予測が困難であるため、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・田布施町商工会は田布施町内の小規模事業者向けに、専門家を講師とした事業継続力強化計画作成セミナーを開催する。（年1回）計画策定事業者については、認定に向けた申請支援も行う。
- ・田布施町商工会は小規模事業者の事業者BCP等の策定した取組状況を確認し、状況の変化に応じて、見直しや専門家派遣を利用し助言を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、商工会は町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は1回/年以上）

実施する)。

- ・上記に合せて、商工会が地域の小規模事業者支援の機能を維持しているかの確認を行う。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命安全確保が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。
- ・SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を商工会と田布施町で共有する。
- ・国内感染者発生後においては、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の検温・手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」の発令の際は、田布施町の感染症対策本部の推奨する感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・田布施町商工会と田布施町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・豪雨の際は、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身 まず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。
- ・被害状況の確認については、次の方法を用いる。
 - ① 各事業所からの電話、SNS等による被害報告、商工会から各事業所への聞き取り調査
 - ② 職員による現場確認(周囲の安全確保が可能な場合のみ)

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

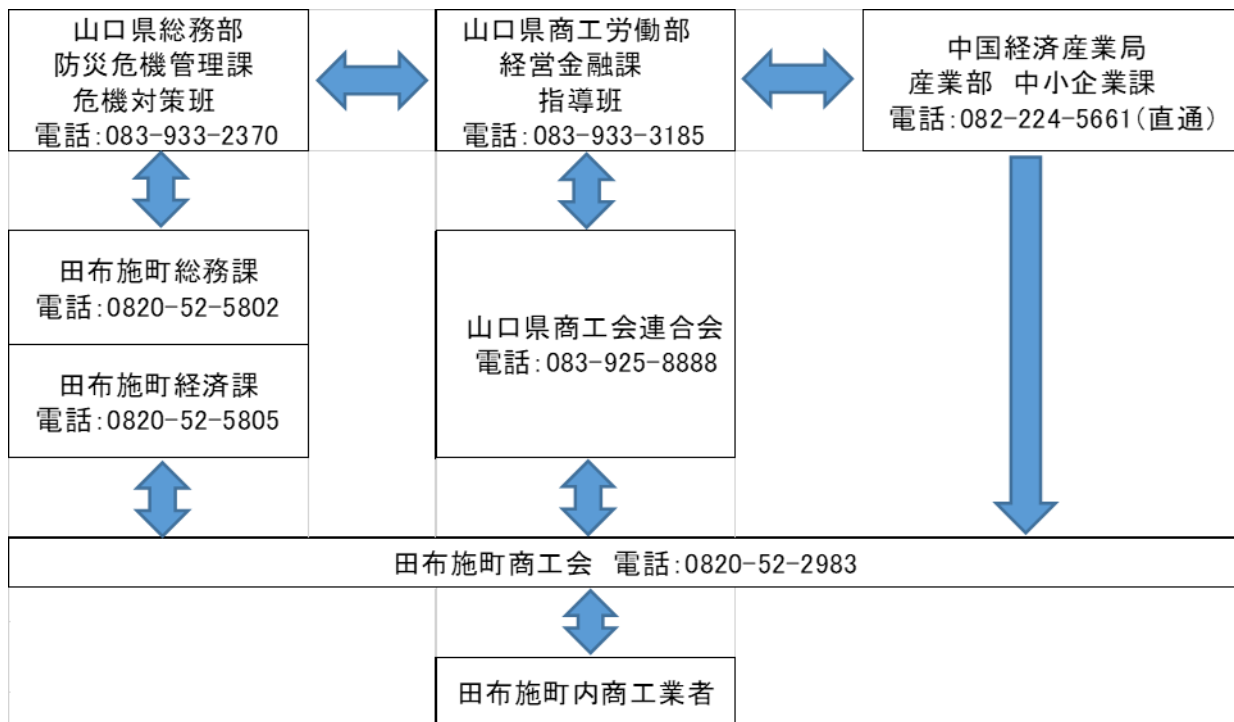
- ・本計画により、商工会と田布施町は以下の間隔で被害情報等を共有する。また、必要に応じて担当者と随時情報共有を行う。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～3週間	1日に2回共有する
3週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・商工会と町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、今後の協議により、被害算定基準等の検討を実施し、事前に確認しておく。
- ・町は、商工会と町が共有した情報を、山口県（総務部 防災危機管理課）へ報告する。
- ・商工会は、商工会と町が共有した情報を、全国商工会連合会の「商工会災害システム」を活用し、随時山口県商工会連合会に報告する。山口県商工会連合会は、山口県の指定する方法にて、山口県（商工労働部 経営金融課）へ報告する。
- ・感染症流行の場合、必要に応じて田布施町商工会と田布施町が共有した情報を田布施町商工会又は田布施町より山口県へ報告する。

※下図の流れで情報共有又は報告を行う。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、町と相談する（商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急対策時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、町の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山口県や県内各市町、山口県商工会連合会等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制				
(令和3年7月現在)				
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)				
田布施町商工会	連携	田布施町	確認	田布施町
法定経営指導員	連絡調整	経済課	連携	総務課
連携	普及啓発			
損害保険会社等				
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制				
①当該経営指導員の氏名、連絡先				
経営指導員 二見 和弥 (連絡先は後述(3)①参照)				
②当該経営指導員による情報の提供及び助言				
※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う				
・本計画の具体的な取組の企画や実行				
・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)				
(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先				
①商工会/商工会議所				
田布施町商工会				
〒742-1511 山口県熊毛郡田布施町下田布施814-1				
TEL: 0820-52-2983 / FAX: 0820-52-2981				
E-mail: tabusechou@yamaguchi-shokokai.or.jp				
②関係市町村				
田布施町役場 経済課				
〒742-1592 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440-1				
TEL: 0820-52-5805 / FAX: 0820-52-0140				
E-mail: chiiki@town.tabuse.yamaguchi.jp				
※ その他				
・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。				

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	165	225	225	225	225	225
・ 専門家派遣費	150	150	150	150	150	150
・ 協議会運営費	5	5	5	5	5	5
・ セミナー開催費	0	50	50	50	50	50
・ パンフ、チラシ作製費	10	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、山口県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。